

お知らせ

最大2万円分マイナポイントの申し込み期限が5月末に延長されました

▶**対象:**2月末までにマイナンバーカードを申請した方 ▶**問合せ:**マイナポイントについて…マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 (毎日午前9時30分～午後8時)、マイナポイントの申し込み支援について:個人番号カード事務センター ☎5984-4595 (平日午前9時～午後5時)

3/13(月)～5/7(日) 区職員のマスク着用にご理解をお願いします

3月13日(月)からマスクの着用は個人の判断となりますが、区職員は、窓口の対応や高齢者・障害者施設内の業務などでは、極力マスクを着用します。 ※学校・児童館・学童クラブの職員は、3月31日(金)まではマスクを着用します。 ※窓口の飛沫防止用のパーテーションは、引き続き設置します。 ▶**問合せ:**人事企画担当係 ☎5984-1287

特別相談 「若者のトラブル110番」

29歳以下の契約当事者を対象に、悪質商法による被害や契約トラブルなどに関する電話相談を受け付けます。 ▶**日時:**3月13日(月)・14日(火) 午前9時～午後4時30分 ▶**相談先・問合せ:**消費生活センター ☎5910-4860

消費生活センター運営連絡会の会員を募集

区民の方の自主的な団体で、区と協働で活動しています。消費者問題を学びながら、講座の企画・運営や消費者だより「ぷりずむ」の編集、消費者団体活動室(石神井公園区民交流センター内)の運営などを行います。 ▶**年会費:**2,400円 ▶**区の担当:**消費生活係 ▶**申込:**3月31日(金)までに電話で消費者団体活動室 ☎3996-6351 (月・水・金曜午前10時～午後3時)

練馬区食育推進ネットワーク会議の委員を募集

食育を推進するための計画や事業を検討します。 ▶**対象:**区内在住で、

任期中10回、平日の午後2時間程度開催する会議に出席できる方 ▶**任期:**5月～令和7年3月 ▶**募集人数:**6名(選考) ▶**申込:**食育に関する意見や今後行いたい食育活動をまとめた作文(800字程度。様式自由)と①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤職業⑥区の審議会・懇談会などの委員の経験のある方はその名称と任期を記入したものを、4月4日(必着)までに持参または郵送で〒176-8501区役所内栄養食育係(東庁舎6階) ☎5984-4679

区民交通傷害保険の申し込みは3月31日(金)まで

加入を希望する方は、早めに手続きをしてください。保険内容など詳しくは、お問い合わせください。 ▶**対象:**4月1日(出)現在、区内在住・在勤(在学)の方 ▶**保険期間:**4月1日(出)～来年3月31日(日) ▶**引受保険会社:**損害保険ジャパン(株) ▶**申込:**申込書に保険料を添えて、3月31日(金)までに申込先へ ▶**申込書の配布場所・申込先:**区内金融機関・郵便局 ▶**問合せ:**損害保険ジャパン(株)東京公務開発部 ☎3349-9666、安全対策係 ☎5984-1309

練馬区個人情報保護に関する法律施行条例を施行します

個人情報保護法の区への直接適用に伴い、4月に施行します。区は、引き続き個人情報の適正な取り扱いを図っていきます。 ※条例の全文は、区ホームページでご覧になれます。 ▶**問合せ:**情報公開課 ☎5984-4513

働く

自衛官など

▶**問合せ:**自衛隊東京地方協力本部練馬地域事務所 ☎3991-8921

種目	対象	募集期間
一般幹部候補生	22歳以上26歳未満の方(修士課程修了者は28歳未満)	6/15(木)まで
歯科・薬剤科幹部候補生	専門の大学を卒業した20歳以上30歳未満の方	5/9(火)まで
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方	随時
予備自衛官補	18歳以上34歳未満の方(保有する技能に応じて55歳未満)	4/6(木)まで

住まい・まちづくり

生産緑地地区の都市計画変更原案がご覧になれます

区内の生産緑地地区の削除・追加の都市計画変更原案がご覧になれます。意見のある方は意見書を提出できます。また、公聴会(区からの説明や質疑応答を行わず、原案に対してご意見を伺う場)を開催します。公述(意見を述べる)を希望する方は申し出てください。 ▶**縦覧・意見書提出の期間:**3月17日(金)～4月7日(金) ▶**縦覧・意見書提出の場所:**都市計画課(区役所本庁舎16階) ※区ホームページでもご覧になれます。 (公聴会) ▶**日時:**4月27日(木)午後7時から ▶**場所:**区役所本庁舎20階 ▶**公述の申し出方法:**都市計画課や区ホームページにある申出書を、3月17日～4月7日(必着)に持参または郵送で都市計画課へ ※公述人がいない場合は、公聴会は行いません。傍聴(先着順)を希望する方は、事前にお問い合わせください。 ◎**問合せ:**都市計画課土地利用計画担当係 ☎5984-1544

①春日町六丁目地区②高野台一丁目地区の地区計画の変更原案などがご覧になれます

高野台一丁目地区は、高度地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更の各都市計画変更原案も作成しました。意見のある方は、意見書を提出できます。また、説明会を開催します。 ※②は都が定める用途地域の変更の区原案もご覧になれます。 ▶**縦覧・意見書提出の期間:**3月17日(金)～4月7日(金) ▶**縦覧・意見書提出の場所:**都市計画課(区役所本庁舎16階) ※区ホームページでもご覧になれます。 (説明会) ▶**日時:**①3月18日(土)午後2時から ②19日(日)午後5時から ▶**場所:**①文化交流ひろば②練馬高野台駅前地域集会所 ▶**申込:**当日会場へ ◎**問合せ:**東部地域まちづくり課 ☎5984-1527

国民年金

退職したときは届け出を

会社を退職して厚生年金の資格を失った60歳未満の方は、国民年金(第1号被保険者)へ切り替えが必要です。退職した配偶者に扶養されて

いる60歳未満の方(第3号被保険者)も、必ず第1号被保険者への変更の届け出をしてください。保険料の免除・猶予を希望する方はお問い合わせください。 ▶**持ち物:**次の①～④が確認できる書類 ①本人であること(運転免許証など)②マイナンバー③基礎年金番号④退職の日付 ▶**届け出先:**区民事務所(練馬を除く)、国民年金係(区役所本庁舎3階) ▶**問合せ:**国民年金係 ☎5984-4561

福祉・障害のある方

選挙で郵便等投票ができます(一定の障害のある方)

下表に当てはまり自書できる方は、郵便等で投票できます。また、下表に当てはまり、上肢または視覚の障害の程度が1級の方は、代理人に投票の記載をさせ、郵便等で投票できます。いずれも事前に選挙管理委員会への申請が必要です。 ▶**問合せ:**選挙管理委員会事務局 ☎5984-1399 FAX 5984-1226

区分	等級	
介護保険被保険者証	要介護5	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級

※戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に当てはまる方も可。

(封筒に点字を付けられます)

選挙のお知らせなど区から送付する一部の封筒に、点字シールを貼付できます。併せて、発送する旨を電子メールでお知らせすることもできます。 ▶**申込:**電話または電子メールで①点字付き封筒②住所③氏名(ふりがな)④生年月日⑤電話番号⑥電子メールによるお知らせの希望の有無(有の場合は電子メールアドレスも)を、ひと・まちづくり推進係 ☎5984-1296 Eメール tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp

事業者向け

高齢者いきいき健康券を利用できる理容店・美容店を募集

申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。 ▶**募集店舗:**総合調髪・カット料金が3,000円以上の区内理容店・美容店 ▶**申込期限:**6月30日(金) ▶**問合せ:**いきがい係 ☎5984-4763

区内で急増中!悪質な訪問販売

～「屋根瓦が落ちそうだ」「外壁が剥がれそうだ」などに要注意!

リフォームや屋根の修理を騙る契約トラブルが急増しています。家族構成などの個人情報や不在日時を聞かれたらご注意ください。 ▶**区の担当:**安全安心係 ▶**問合せ:**警察署【練馬 ☎3994-0110、光が丘 ☎5998-0110、石神井 ☎3904-0110】

気をつけるポイント

- すぐにドアを開けない
- その場で契約しないで家族などに相談
- 相手が帰らない場合は110番



申請期限 3/31(必着) 保険料を減額・免除します

1 国民健康保険 2 後期高齢者医療保険 3 介護保険

新型コロナの影響により、生活維持者が亡くなったり、収入が減少したりした世帯などに保険料の減免を行います。減免には申請が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。 ※令和3年の所得状況などによって減免の対象とならない場合があります。 ▶**問合せ:**1 国民健康保険料減免相談コールセンター ☎5984-1644 2 後期高齢者保険料係 ☎5984-4588 3 資格保険料係 ☎5984-4592